

「知の総和答申」を踏まえ議論が必要な事項

我が国の「知の総和」向上の未来像 ～高等教育システムの再構築～（答申）要旨①

中央教育審議会（令和7年2月21日）

1. 今後の高等教育の目指すべき姿

直面する課題

社会の変化 世界：環境問題、国際情勢の緊張化、AI進展 等
国内：急速な少子化、労働供給不足

高等教育を取り巻く変化 学修者本位の教育への転換等

大学進学者数推計 62.7万人 ▶ 59.0万人 ▶ **46.0万人**（約27%減）
（出生低位・死亡低位） (2021) (2035) (2040)

未来像・人材像

目指す未来像

一人一人の多様な幸せと社会全体の豊かさ(well-being)の実現を核とした、**持続可能な活力ある社会**

育成する人材像

持続可能な活力ある社会の担い手や創り手として、**真に人が果たすべきことを果たせる力**を備え、人々と**協働**しながら、課題を**発見**し**解決**に導く、学び続ける人材

我が国の「知の総和」の向上

- 目指す未来像の実現のためには、「**知の総和**」（数×能力）を向上することが必須
- 「**知の総和**」の向上のためには、教育研究の質を上げ、意欲ある全ての人々が高等教育を享受できるよう社会的に適切な規模の高等教育機会を供給し、地理的・社会経済的な観点からのアクセス確保によって高等教育の機会均等の実現を図ることが必要

高等教育政策の目的

「質」の向上 : 教育研究の質の向上を図ることであり、学生一人一人の能力を最大限高めること

「規模」の適正化 : 社会的に適切かつ必要な高等教育機会の量的な確保

「アクセス」確保 : 地理的・社会経済的な観点からの高等教育の機会均等の実現

3つの目的（価値）は、常に調和するわけではなく、トレードオフの関係になることもあり得るため、価値の選択と調整が必要

急速な少子化等を踏まえた高等教育全体の「**規模**」の適正化を図りつつ、それによって失われるおそれのある「**アクセス**」確保策を講じるとともに、「**規模**」の縮小をカバーし、**知の総和**を向上するために教育研究の「質」を高める

重視すべき観点

①教育研究の観点

- ア. 未来社会を担う人材に必要な資質・能力の育成（**文理横断・融合教育**等）
- イ. **成長分野**を創出・けん引する人材等の育成
- ウ. **デジタル化**の推進（AI活用等）
- エ. 国際競争の中での**研究力**強化

②学生への支援の観点

- ア. 学生の**多様性**・流動性の向上（留学生、社会人、障害のある学生等）
- イ. 学生への**経済的支援**充実（社会全体で支える学生の学び）



③機関の運営の観点

- ア. 高等教育機関の**多様性**確保
- イ. 高等教育機関の**運営基盤**の確立（ガバナンス改革等）
- ウ. **国際化**の推進（留学モビリティ拡大等）



④社会の中における機関の観点

- ア. **社会**との接続・連携強化
- イ. 人材育成等を核とした**地方創生**の推進
- ウ. **初等中等教育**との接続の強化
- エ. **情報公表**による信頼獲得

我が国の「知の総和」向上の未来像 ～高等教育システムの再構築～（答申）要旨②

中央教育審議会（令和7年2月21日）

2. 今後の高等教育政策の方向性と具体的方策①

（1）教育研究の「質」の更なる高度化

1 学修者本位の教育の更なる推進

ア. 学びの質を高めるための教育内容・方法の改善

- 学生が主体的・自律的に学修するための環境構築
 - 教学マネジメント指針の見直し
 - 同時履修科目の絞り込み促進
 - レイトスペシャライゼーションを促進するための定員管理制度の弾力化 等
- 「**出口における質保証**」の促進
 - 厳格な成績評価や卒業認定の実施
 - 成績優秀者への称号授与 等
- 高大接続を踏まえた大学入学者選抜等の改善
- 遠隔・オンライン教育の推進

イ. 新たな質保証・向上システムの構築

- 大学設置基準及び設置認可審査の見直し
 - 基幹教員の配置に係る基準や指導補助者の基準等について制度改善
- 認証評価制度の見直し**
 - 在学中にどれくらい力を伸ばすことができたのか等を含む教育の質を数段階で評価する**新たな評価制度**への移行

2 多様な学生の受入れ促進（外国人留学生や社会人等）

ア. 多様な学生の受入れ推進

- 多面的・総合的な入学者選抜の推進
- 転編入学等の柔軟化
 - **転編入学の増加**を図るための**定員管理の見直し** 等
- 障害のある学生への支援 等

イ. 留学モビリティ拡大

- 外国人留学生等の受入れや日本人学生の派遣の推進、国際化のための体制整備
 - 経済的支援の充実
 - 多文化共修環境整備
 - **留学生の定員管理方策の制度改善** 等
- 適切な在籍管理、技術流出防止対策の徹底・強化 等

ウ. 社会人の学びの場の拡大

- 教育環境の整備
 - 産業界と連携した教育プログラム開発
- 産業界・地方公共団体等との組織レベルでの連携推進

エ. 通信教育課程の質の向上

- 時代の変化を踏まえた通信教育課程の在り方の見直し
 - **通信教育課程の更なる質の向上のための制度改善**や学生支援に向けた検討 等

3 大学院教育の改革

ア. 質の高い大学院教育の推進

- 体系的な大学院教育課程の編成の推進
 - 修士・博士5年一貫プログラムの構築(特に自然科学系)等
- 学士課程から博士課程までの連続性向上・流動性促進
 - **学士・修士5年一貫教育の大幅拡充(特に人文・社会科学系)** 等

イ. 幅広いキャリアパスの開拓推進

- 多様なフィールドで一層活躍するための環境構築、多様な進学者の受入れ促進
 - 学位の質保証を前提とした社会人の修士・博士の1年での学位取得推進 等

4 研究力の強化

○研究の質向上に向けた研究環境の構築

- 研究開発マネジメント人材等の量的不足解消・質向上
- 大学共同利用機関等の機能強化 等

○研究環境の低下要因を取り除くための**業務負担軽減**の推進

- 研究と教育それぞれに重点を置く教員の活用促進
- 形式的な会議の見直し 等

5 情報公表の推進

○情報公表の内容・方法の改善

- 高等教育機関の情報を横断的に比較できる**新たなデータプラットフォーム(Univ-map(ユニマップ)(仮称))**の構築

○全国学生調査の活用



2. 今後の高等教育政策の方向性と具体的方策②

（2）高等教育全体の「規模」の適正化

1 高等教育機関の機能強化

- 意欲的な教育・経営改革を行うための支援
 - 一定の規模縮小しつつ、質向上、大学院へのシフトを行う大学等への支援
 - デジタル、グリーン等の成長分野への学部転換支援等の強化
 - 職員の高度化の促進 等
- 高等教育機関間の**連携**の推進
 - 大学等連携をより緊密に行うための仕組みの導入や支援策の検討 等

2 高等教育全体の規模の適正化の推進

- 厳格な設置認可審査**への転換
 - 審査時の財産保有要件や経営状況に関する要件厳格化
 - 設置計画の履行が不十分な場合の私学助成減額・不交付 等
- 再編・統合**の推進
 - 定員未充足や財務状況が厳しい大学等を統合した場合のペナルティ措置緩和
 - 再編・統合を行う大学等への支援 等

- 縮小**への支援
 - 一時的な減定員を戻すことを容易にする仕組みの創設
 - 早期の経営判断を促す指導の強化 等
- 撤退**への支援
 - 在学生の卒業までの学修環境確保
 - 卒業生の学籍情報の管理方策の構築
 - 残余財産帰属の要件緩和 等

（3）高等教育への「アクセス」確保

1 地理的観点からのアクセス確保

- ア. 地域ごとのアクセス確保を図るための仕組みの構築
- 地域のアクセス確保・人材育成のための協議体構築
 - 地域構想推進プラットフォーム（仮称）**（地域の高等教育機関、地方公共団体、産業界など関係者が議論する協議体）の構築
 - 地方公共団体における高等教育振興担当部署の整備（連携窓口の明確化等）促進
 - 国における司令塔機能の強化 等
 - 協議体での検討を促す仕組みの整備
 - 国による地域ごとの人口予測や分野ごとの産業・雇用環境の変化等の量的・質的な情報提供
 - コーディネーターの育成・配置 等
 - 地域にとって真に必要な一定の質が担保された高等教育機関への支援
 - 協議体での議論を踏まえ、国が支援する仕組みの構築
 - 地域研究教育連携推進機構（仮称）**（大学等連携をより緊密に行うための仕組み）の導入 等

- イ. 都市から地方への動きの促進等を通じた**地方創生**の推進
- 地方創生を進めるための高等教育機関への支援
 - 国内留学 ➢学生寮整備
 - サテライトキャンパス
 - キャンパス移転 等の取組推進 等
 - 遠隔・オンライン教育の推進
 - 大学間連携による授業の共有化 等



2 社会経済的観点からのアクセス確保

- 個人への経済的支援の充実
 - 高等教育の修学支援新制度等の着実な実施
 - 企業等による代理返還の普及促進 等
- 高等教育機関入学前における取組促進
 - プッシュ型情報発信
 - アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）解消促進
 - キャリア教育促進 等

<参考3> 地域の高等教育へのアクセス確保を図るための仕組み（イメージ）

地域における協議体の実質化

従来

複数の大学等が地域関係者と恒常的に対話し、連携を行うための**地域連携プラットフォーム**の取組

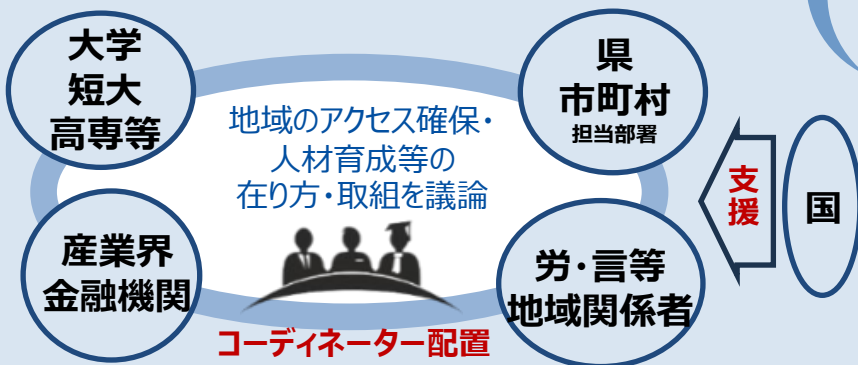
※国による「ガイドライン」策定

発展

今後

地域構想推進プラットフォーム（仮称）

- ✓ 地域の将来ビジョンや大学等の研究・教育の構想・推進策を地域全体で情報共有・共通認識
- ✓ 大学等、地方公共団体、産業界等の地域関係者が一体となって、国と連携しながら地域のアクセス確保等の取組を支援



連携強化

※地域連携プラットフォームの発展による構築等既存組織の活用も推奨

地域における大学等間の連携枠組みの強化

従来

連携開設科目を中心とした**大学等連携推進法人**(※)の取組

※文部科学大臣が認定

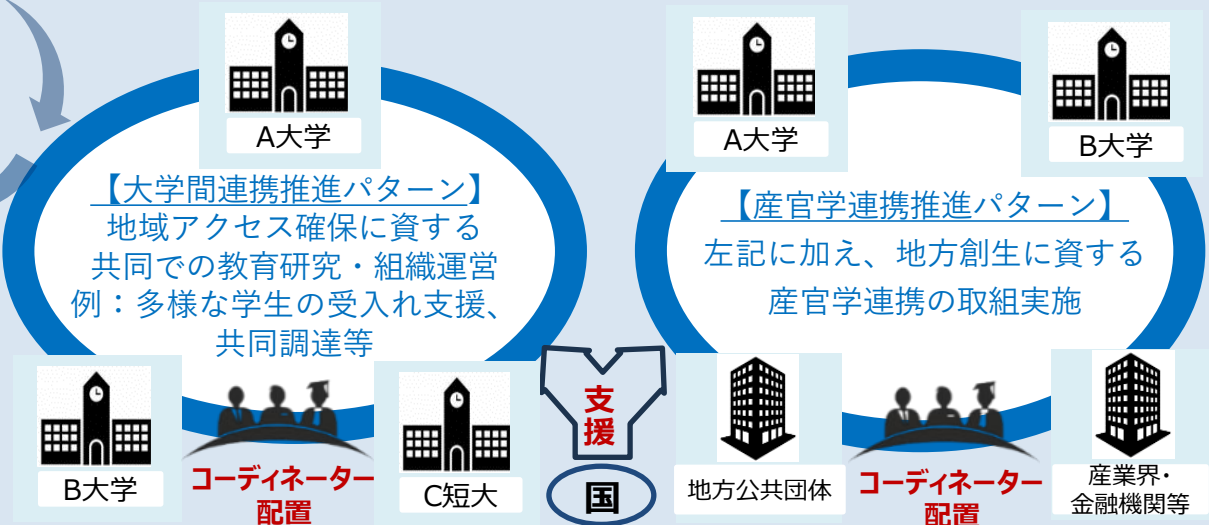
発展

今後

地域研究教育連携推進機構（仮称）

- ✓ 連携開設科目の開設に加え、地域構想推進プラットフォーム（仮称）等での議論を踏まえ、地域のアクセス確保・人材育成のための研究・教育の連携（※）に取り組むことを推奨

※入試、多様な学生受入れ支援、キャリア支援等の業務、大学関係施設の共同管理・運営、事務システムの共同化、共同調達などが想定。また、そのために必要な支援策についても検討。



※支援対象となる地域研究教育連携推進機構（仮称）の位置付けを検討

文部科学省

- ・地域ごとの高等教育へのアクセス確保を図るための司令塔機能の強化（「**地域大学振興室**」の新設）
- ・関係省庁や地域の産官学金等関係者と連携した、地域の高等教育へのアクセス確保・人材育成や地方創生の取組の推進

※地域により、地域の範囲の設定や、協議体の構築方法、協議体と大学等連携推進法人との関係・取組の進め方は多様であることに留意。

※地理的観点からのアクセス確保の観点からは、都市から地方への動きの促進等を通じた地方創生の推進も重要。

我が国の「知の総和」向上の未来像 ～高等教育システムの再構築～（答申）要旨④
中央教育審議会（令和7年2月21日）

3. 機関別・設置者別の役割や連携の在り方

（１）機関別の役割：機関ごとの違い・特色を生かしつつ、自らの役割を再定義して改善

①大学（学士課程）	※「2. 今後の高等教育政策の方向性と具体的方策」を参照
②専門職大学・専門職短期大学	実践力・創造力を備えた専門職業人の育成促進
③大学院・専門職大学院	※2（１）「③大学院教育の改革」を参照
④短期大学	時代の変化に応じた役割を踏まえた短大自身の変革、専攻科修了者の進学ニーズを踏まえた制度改善
⑤高等専門学校	高専教育の高度化・国際化の推進
⑥専門学校	実践的な職業教育の推進、社会人・留学生の受入れ拡大

（２）設置者別の役割：役割や機能を踏まえつつ、自らのミッションを改めて見つめ直し、時代の変化に応じて刷新し、自らの将来を定めていく必要

①国立大学	社会を先導する人材を、地方をはじめ全国で育成するための教育機会の確保、国として継続的に実施すべき多様な研究の実施 ▶ 国立大学の学部定員規模の適正化 （修士・博士への資源の重点化を図りつつ、国際化や地域のアクセス確保にも配慮）や 連携、再編・統合の推進 に向けた検討 ▶ 地域の高等教育機関のけん引役としての機能強化
②公立大学	地方公共団体の規模や実態、設置目的に応じた教育研究の実施 ▶ 地域の実態を踏まえた教育研究の実施や 定員規模の適正化（見直しも含めた地域との継続的な対話、私立大学の安易な公立化の回避）
③私立大学	建学の精神に基づく多様性に富んだ教育研究の実施 ▶ 意欲的な教育・経営改革や連携を通じた機能強化 ▶ 規模適正化の推進（設置認可厳格化、再編・統合、縮小、撤退の支援）

（３）機能や特性等に着眼した政策の重視：それぞれの機能に即した高等教育機関の連携も含め、機能別分化の中で、教育研究の質向上につながる取組を設置者の枠を超えて支援

4. 高等教育改革を支える支援方策の在り方

①高等教育の価値	高等教育は国力の源泉であり、 高等教育への投資は未来への先行投資
②高等教育への信頼	学生の満足度を高め、成長が得られるよう教育研究活動を高度化し、教育研究の成果や効果を社会に対して 情報公表
③必要コストの算出	教育コストを明確にした上で、社会に広くその必要性を訴えかけていくことが必要
④高等教育投資の在り方	公財政支援、社会からの投資・支援、個人・保護者負担 のどれか一つだけに依存するのではなく、それぞれについて、高等教育の 持続可能な発展に資するような規模・仕組みを構築

短期的取組（2～3年以内まで）	○ 公財政支援の充実 ▶ 基盤的経費助成の十分な確保 ▶ 競争的資源配分の不断の見直しと充実 ○ 社会からの支援強化 ▶ 代理返還制度の活用推進 ▶ 寄附獲得の促進 ○ 個人・保護者負担の見直し ▶ 個人・保護者負担の在り方について個人支援や機関補助とのバランスも勘案し検討
中長期的取組（5～10年程度）	○ 教育コストの明確化と負担の仕組みの見直し ▶ 授業料等の最低ライン設定や公的支援の仕組みの見直しに向けた検討 ○ 高等教育への大胆な投資を進めるための 新たな財源の確保 ▶ 税制の在り方や寄附の充実等の検討

地方創生2.0の「基本的な考え方」（令和6年12月24日本部決定）抜粋

地方創生2.0を検討していく方向性（1.0との違い）

（基本姿勢）

- 今後減少のペースが緩まるとしても、当面は人口・生産年齢人口が減少するという事態を正面から受け止めた上で、人口規模が縮小しても経済成長し、社会を機能させる適応策を講じていく。
- そのために、「人を大事にする地域」、「楽しく働き、楽しく暮らせる地域」を創る。これまでの10年間よりさらに、人手不足が顕著となり、人材や労働力が希少となるがゆえに、教育・人づくりにより一人ひとりの人生の可能性を最大限引き出すとともに、その選択肢を拡大していく。

（社会）

- 児童・生徒や学生が、地方創生の観点から我が町の魅力を再発見し、将来を考え、行動できる能力を重視する教育・人づくりを行う。
- 既に顕在化している人口減少の弊害に対し、国民一人ひとりの能力の拡大・活躍を進めることにより、年齢を問わず誰もが安心して暮らすことを可能とする、医療・福祉等の生活関連サービス、コミュニティの機能を維持する。

（経済）

- 観光等の地域に密着した産業やサービスを支える教育・人づくりを進める。

（基盤）

- リモートワークなどもフル活用しながら、地方と都市の間で、また地域の内外で人材をシェアし、人・モノ・技術の交流、分野を超えた連携・協働の流れを創る。

地方創生2.0の「基本的な考え方」（令和6年12月24日本部決定）抜粋

地方創生2.0の基本構想の5本柱

○ 以下の5本の柱に沿った政策体系を検討し、来年夏に、今後10年間集中的に取り組む基本構想を取りまとめる。

① 安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生

○ 魅力ある働き方、職場づくり、人づくりを起点にした社会の変革により、楽しく働き、楽しく暮らせる場所として、「若者・女性にも選ばれる地方（＝楽しい地方）」をつくる。

- ・ 若者が生まれ育った地域に関心を持つような教育・文化、人づくりの推進
- ・ 地方の高校や大学の魅力化

② 東京一極集中のリスクに対応した人や企業の地方分散

○ 分散型国づくりの観点から、企業や大学の地方分散や政府機関等の移転などに取り組む。

③ 付加価値創出型の新しい地方経済の創生

- ・ 地方大学と企業等が連携した地域の特徴ある産業の高付加価値化

④ デジタル・新技術の徹底活用

⑤ 「産官学金労言」の連携など、国民的な機運の向上

○ 地方の役割

「産官学金労言」から成る地域のステークホルダーが知恵を出し合い、他の地域の好事例も学びつつ、地域自らが真剣に考え、行動を起こし、自主的・主体的に取り組む。

- ① 「知の総和答申」や「地方創生2.0の基本的な考え方」などを踏まえ、2040年頃の高等教育を取り巻く状況を見据え、今後10年程度の地域大学振興の取組に関する基本的な考え方を共有。
- ② 「知の総和答申」で提言された「地域構想推進プラットフォーム」の構築について、その役割や整備促進方策(コーディネーターの配置・育成に関する事項を含む。)等を議論。
- ③ 「知の総和答申」で提言された「地域研究教育連携推進機構」など大学等連携推進法人制度の充実・発展について、各地域の学生の学びの機会の確保・充実や、地域人材育成・地方創生の取組促進に関する方策等を議論。
- ④ 「知の総和答申」で提言された都市から地方への動きの促進等を通じた地方創生の推進について、その取組促進方策等を議論。
- ⑤ その他、地域の高等教育へのアクセス確保・地方創生の取組推進に関し、必要な方策を議論。
(例:地域の生活・産業基盤を支える人材養成に関する支援方策など)

参 考 資 料

3) 高等教育への「アクセス」確保

高等教育全体の規模を適正化しつつ、意欲のある者の教育機会を確保し、誰もが進学をあきらめない社会を実現するためには、質の高い高等教育への「アクセス」について、地理的観点と社会経済的観点の両面から対策を講じる必要がある。

地域によって高等教育機関への進学率や進学者収容力が異なるとともに、少子化の中で、地方の私立大学ほど学生数が減少し、厳しい経営状況に陥る傾向にある一方で、経済的な理由を含め様々な理由で地元を離れることができない進学希望者がいることから、地理的観点からのアクセス確保のための方策を講じる必要がある。（略）

① 地理的観点からのアクセス確保

グランドデザイン答申においては、地域の高等教育機関が高等教育という役割を超えて、地域社会の核となり、産業界や地方公共団体等とともに将来像の議論や具体的な連携・交流等の方策について議論する地域連携プラットフォームの構築や国公立の枠組みを超えた連携の仕組みとして大学等連携推進法人の導入等が示された。

これらの取組は幾つかの地域で始まっており、地域の全大学が参画して教育プログラムの開発や進学・就職支援に取り組んでいる地域連携プラットフォームの例や、多数の連携開設科目の設置により教養教育の充実や多様な学生交流に取り組んでいる例がある。一方で、現状の地域連携プラットフォームでは、強い当事者意識、問題解決に向けたスピード感に課題があるとの指摘や、連携開設科目の設置にとどまらない、大学等連携推進法人を活用した教育連携の取組を更に先に進めていくべきではないかとの指摘もある。

高等教育機関の規模の適正化が図られていく中では、今後、各高等教育機関が自らの強みや弱みを把握し、各地域における志願動向や人材需要、他の高等教育機関が持つ特色等を踏まえ、各機関の強みを伸ばし、連携・再編等を通じて互いに機能を補完する中で、求められる分野を学べる高等教育の機会を確保することがより一層重要となる。

特に、近年、地方の高等教育機関を中心に、入学者数の減少による学生募集停止が相次いでいる。進学希望者の立場に立てば、個別の高等教育機関の存続以前の問題として、その地域での学びの機会が確保されていることが極めて重要だと考えられる。このような背景もある中で高等教育機関の再編・統合や縮小、撤退を、市場経済における選択に委ねるのみでは、仮に、地域に一定の進学希望や人材需要が存在する場合であっても、個別の高等教育機関の経営判断のみをもって地域から学びの機会が縮減・消滅することとなり、地方に在住する高等教育進学希望者の教育機会の確保に多大な支障が生じるおそれがある。また、地域の人材需給のバランスが崩れ、地域の生活や産業の基盤に大きな影響を与えるおそれもある。そのため、各地域において高等教育へのアクセス確保の具体策を早急に講じることが求められる。

このため、国において、地域にとって真に必要な一定の質が担保された高等教育へのアクセス確保等、地理的観点からの高等教育機関へのアクセス確保を図るための仕組みの構築や都市から地方への動きの促進等を通じた地方創生推進のための取組が必要である。

これらの取組を講じることにより、地方においても高等教育を受ける機会や高等教育機関の維持が図られ、地理的観点からのアクセス確保にも資することとなる。あわせて、高等教育機関卒業後の地元への定着や、多様な高等教育機関との連携による地域産業の発展等により、地域の活性化につながっていくこととなる。

ア. 地域ごとのアクセス確保を図るための仕組みの構築

地域にとって真に必要な一定の質が担保された高等教育へのアクセス等地理的観点から高等教育機関へのアクセスの確保を図る仕組みの構築に当たっては、国において各地域との連携・協力体制を早急に構築する必要がある。

その際、学問分野・領域を残すことに固執して、地域における高等教育機関の収容定員を人口減少に合わせて一律に縮小すると、定員が充足しても経営基盤が脆弱になる高等教育機関が多数出ることとなる。一方で、一部の高等教育機関に機能を集約することも容易ではない。高等教育機関は、それぞれの歴史において、強みと特色を生かした教育研究を行ってきており、それぞれが持つ多様な教育研究のノウハウを生かすことのできない方法は、効率性が悪く、損失も大きい。したがって、今後、高等教育機関が存続し、連携・協力体制を構築していくに当たって、まず必要なことは、教育研究における強みや特色をより明確にしながら改善を進めることである。

そこで、各高等教育機関が持つ強みや特色を生かしつつ、地域におけるアクセス確保を図り、地域に必要な人材を育成するために、まずは、地域連携プラットフォームの仕組みを発展させ、各地域の高等教育を取り巻く状況や課題、将来の人材需要等を地域の高等教育機関が共通に認識し、地方公共団体や産業界等地域の関係者も一体となって具体的な取組に向かうことができる場の構築が重要である。そのために、地域の高等教育機関や地方公共団体、産業界等の各地域の関係者が議論し、各地域で実効性のある取組を推進するための協議体（地域構想推進プラットフォーム（仮称））を構築することが必要である。

このような協議体の構築は、各地域の高等教育を取り巻く状況や課題について地域の高等教育機関が共通認識を持ち、地方公共団体や産業界等地域の関係者も一体となって具体的な取組に向かうことができる場として整備する必要があることから、着実に段階を踏んで進めることを前提としつつ、原則として地域の全ての高等教育機関を含む関係機関が参加することが望ましい。また、これらの仕組みを促進するためには、設置認可審査や財政支援等に当たってこのような協議体での議論の内容を考慮することも必要である。

そして、協議体の構築を支援するためには、高等教育機関の関与はもとより、地方公共団体における体制整備や国における司令塔機能の整備、産業界の協力等も重要である。

また、各機関や地域において検討を促すためには、各地域において、地域における志願動向や人材需要の情報収集や整理が必要である。その際、国においても、関係省庁の連携により、地域ごとの人口予測や将来的な産業構造の変化に応じた産業分野ごとの人材需要等について、より詳細な量的・質的な情報を収集・提供することが求められる。

さらに、協議体において議論を円滑に行うためには、コーディネーターの役割が重要であり、協議体が情報共有を行う段階にあるのか、産学官金の連携体制の構築やカリキュラムの構築等を具体的に組み組んでいく段階であるかでは、コーディネーターとなる人材に求められる経験・見識は異なる。そのため、コーディネーターの候補となる人材は、高等教育関係者のみならず様々な業界に裾野を広げて求めることが重要である。また、協議体の議論の進捗段階に応じて、求められるコーディネーターの配置・育成を戦略的に進める必要もある。

その上で、強い当事者意識を持った大学間連携の取組や実効性ある産学官金連携による取組を推進するため、協議体のコーディネーターとも連携しつつ、連携開設科目の開設にとどまらない大学等連携推進法人制度の活用を促進するため、同制度を発展させた「地域研究教育連携推進機構（仮称）」の活用を支援を行うとともに、地域にとって真に必要な一定の質が担保された高等教育機関への支援を行うことで、地理的観点からの高等教育機関へのアクセス確保のための取組を進めることが必要である。なお、地域構想推進プラットフォーム（仮称）における議論を経て、地域研究教育連携推進機構（仮称）の取組へ発展することや、これらが相互に連携することを通じて、地域における議論や大学等間の連携が活性化することが期待される。

<具体的方策>

○ 地域のアクセス確保・人材育成のための協議体の構築

- ・ 各地域における地理的観点からのアクセス確保策や地域の人材育成の在り方など、大学等における研究・教育の構想やその推進について、地域内の高等教育機関、地方公共団体、産業界、金融機関等の地域の関係者が継続的に議論を行う協議体（地域構想推進プラットフォーム（仮称））を国と連携して構築する。
- ・ 協議体の議論への参画が期待される地方公共団体における、地域の関係者との継続的な連携のための窓口の明確化等、地域における高等教育振興に関する担当部署の整備を促進する。
- ・ 地方大学の振興や高等教育へのアクセス確保に当たって、国における司令塔機能を果たすために責任ある体制を整備するなど組織体制の充実・強化を行う。

- 議論を行う協議体において検討を促すための仕組みの整備
 - ・ 各地域において、地域における志願動向や人材需要の情報収集や整理が可能となるよう、国において、関係省庁の連携により、地域ごとの人口予測や分野ごとの産業・雇用環境の変化等について、より詳細な量的・質的な情報を収集・提供する。
 - ・ 議論を行う協議体において、地域の実態や今後の見通しを客観的に踏まえた議論を円滑に行うために、コーディネーターとなる人材の育成・配置を進める。
- 地域にとって真に必要な一定の質が担保された高等教育機関への支援
 - ・ 各地域の実情や協議体での議論等を踏まえ、地域にとって真に必要な一定の質が担保された高等教育機関について、各高等教育機関における連携・再編等の計画策定や各計画の実行を国が支援するための仕組みを構築するとともに、地方公共団体、産業界、金融機関等、地域の様々なステークホルダーによる支援を促進する。
 - ・ 地域にとって不可欠な専門人材の輩出や、地方就職率、上記ステークホルダーによる支援の状況等も踏まえた、地域にとって真に必要とされる地方大学に対する支援の在り方を検討する。
 - ・ リソースの少ない地域の小規模大学であっても互いに強みを発揮したり、更なる高等教育機関間の連携の取組を推進したりできるようにするため、地域の大学をはじめとする高等教育機関が産学官金など地域の関係者と協働して研究・教育の連携を行う「地域研究教育連携推進機構（仮称）」の仕組みを導入し、活用を促す。

イ. 都市から地方への動きの促進等を通じた地方創生の推進

急速な少子化が先行する地方においては進学者の絶対数が減少する一方、地方から東京都をはじめとする大都市圏への進学者の流入傾向に目立った変化はなく、地方から東京一極集中に関する諸課題に対して厳しい目が向けられている。分野により差異はあれ、その課題やフィールドは大都市圏で完結するものではなく、多様な出身地域の学生が共に学び、大学の魅力・競争力を高め、多様性を維持していくことが欠かせない。都市と地方双方が持続的に成長・発展し、大都市圏の高等教育機関が各地域の知の拠点形成や高等教育を受ける機会の維持に配慮するなど、都市から地方への動きの促進等の地方創生の推進に向けた取組を進めることが必要である。その際、国としても、企業の地方移転等や、地域資源を生かした付加価値を高める産業・事業の創出を推進しており、この動きと軌を一にして高等教育の振興を通じた地方創生の取組を進めることが重要である。

また、都市から地方への動きの促進等の取組として、東京圏と地方圏との間で異なる課題があることを踏まえて、地域の特性に応じた方策を検討することが必要である。

大学進学希望者に対する大学入学定員（大学進学者収容力）が100%を超える東京都や京都府のような大都市圏においては、大学進学者収容力の都道府県格差の縮小を目指すとともに、地方圏の大学等との連携を進めることが、均衡ある国土の発展や地方創生の観点からも必要である。このため、一定の学士課程定員の規模縮小をしつつ社会人や留学生を抜本的に増加する大学、収容定員・資源を学部から大学院へシフトする大学、質の向上と連動して規模縮小を実施する大学等に対する支援を行うことが必要である。また、国内留学の促進やサテライトキャンパスの設置、キャンパス移転の支援等を行うことで、地方との交流や地方移転を促進することも考えられる。

他方で、大学進学者収容力が100%未満の道県においては、地方の高等教育機関の振興を図るとともに、上述の地域ごとのアクセス確保を図るための仕組みの構築が必要である。

あわせて、対面授業と遠隔・オンライン教育との双方の良さを生かし、全国からアクセスできる、より多様かつ実践的な学修が可能となる環境を整えていくことも重要である。

なお、東京23区内の大学学部の収容定員を原則として増加できないこととする定員規制については、令和10(2028)年3月までの間に、地域における若者の修学及び就業の状況その他法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされており、引き続き、その政策効果について検証することが必要である。

<具体的方策>

○ 地方創生を進めるための高等教育機関への支援

- ・ 地方の高等教育機関の振興を通じた魅力向上を図るとともに、地方と都市部の高等教育機関間での編入学、大都市圏の高等教育機関の学生の国内留学や学生寮等の施設整備、サテライトキャンパスの設置、キャンパス移転等の取組を推進する。
- ・ 大都市圏の高等教育機関の各教育研究分野の課題やフィールドを踏まえた、地方の高等教育機関や地方公共団体、各地域の議論を行う協議体等と連携した取組を促進するために好事例の周知等を行う。
- ・ 地域の経済・社会にとって不可欠な専門人材の育成に貢献している大学等へ配慮する観点から、高等教育の修学支援新制度における機関要件の見直しについて検討を行う。

(略)

地域における大学等の連携の促進に向けた方策（H30グランドデザイン答申で提言）

人口減少がより急速に進むこれからの20年間においては、地方における質の高い教育機会の確保が大きな課題

- ✓ **大学等は地域の人材を育成し、地域経済・社会を支える基盤。**各地域は、人口減少、産業構造の変化、グローバル化、一極集中型から遠隔分散型への転換の中で、**地域ニーズを踏まえた質の高い教育機会の確保と人材の育成がこれまで以上に重要。**
- ✓ **地域においてもデジタル革命など新しい産業創出やイノベーションを生み出し、地域経済・社会を革新的に変えるチャンス。**

地域連携プラットフォームの構築

- 地域の**国公立大学等、地方公共団体、産業界等が一体となった恒常的な議論の場を構築し、連携体制の強化。**地域人材の育成や課題解決に向けて取り組む。

大学等、地方公共団体、産業界等の関係機関がエビデンスに基づき、**地域の現状・課題を把握した上で、地域の将来ビジョンを議論・共有し、地域の課題解決に向けた連携協力**の抜本的強化を図る。

文部科学省が「ガイドライン」策定

各地域において地域連携プラットフォームの構築や議論を行う際の参考に資する。

課題解決のために実行する事項

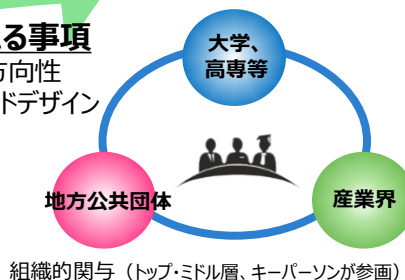
- ✓ 地域課題解決型プロジェクトの実施
- ✓ 人材育成、産業振興

議論することが考えられる事項

- ✓ プラットフォームの目標、方向性
- ✓ 地域の高等教育のグランドデザイン

地域の現状・課題等の共有

- ✓ 地域社会のビジョン等
- ✓ 地域の高等教育の果たす役割
- ✓ 人口動態、地域社会・産業構造



議論の結果、大学等連携推進法人を活用することも想定。

大学等連携推進法人の認定制度

- 多様化するニーズや社会からの要請に応えるため、**各大学等が強みや特色を生かしつつ、一定の地域や特定分野で他大学等と連携・協力して教育等に取り組む。**

地域の**国公立大学の枠組みを越えた緊密な連携や機能分担を推進**するため、基準に適合した一般社団法人について、文部科学大臣が**大学等連携推進法人として認定**する制度を創設。

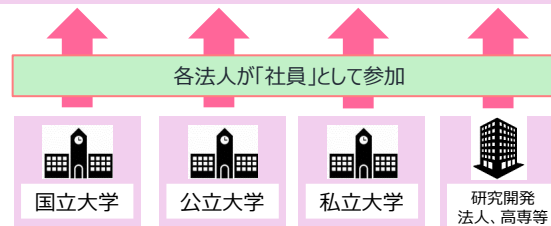
（一般社団法人）〇〇地域大学ネットワーク機構

- ・大学等連携推進方針
- ・大学等連携推進業務（例）
 - 教育：大学間の教学上の連携に係る管理（協議の場の運営）等
 - 研究：産学連携、地域共同研究、研究施設共同利用等
 - 運営：FD・SD共同実施、事務の共同実施、物品共同調達等
- ・大学等連携推進法人における教学上の大学間連携
 - 連携開設科目の開設、連携開設科目を活用した教職課程共同設置、共同教育課程（共同学位）での各大学修得単位数の引下げ

申請

認定

文部科学大臣



大臣認定基準(例)

- 大学等連携推進業務が主目的
- 法人として安定的かつ一体的な運営体制
- 大学等連携推進方針を策定・公表 等

地域の高等教育機会と人材の確保

大学等の連携による課題解決と地域振興、教育研究機能の強化

地域社会の維持・活性化

地域連携プラットフォームは全国で**273**(※) あるとの回答が得られた。
また、3県を除き44都道府県で地域連携プラットフォームが所在している。
(令和6年6月28日 現在)

Q. 貴機関は地域連携プラットフォームに参加していますか。
→「参加している」又は「検討中」と答えた場合は下記を回答

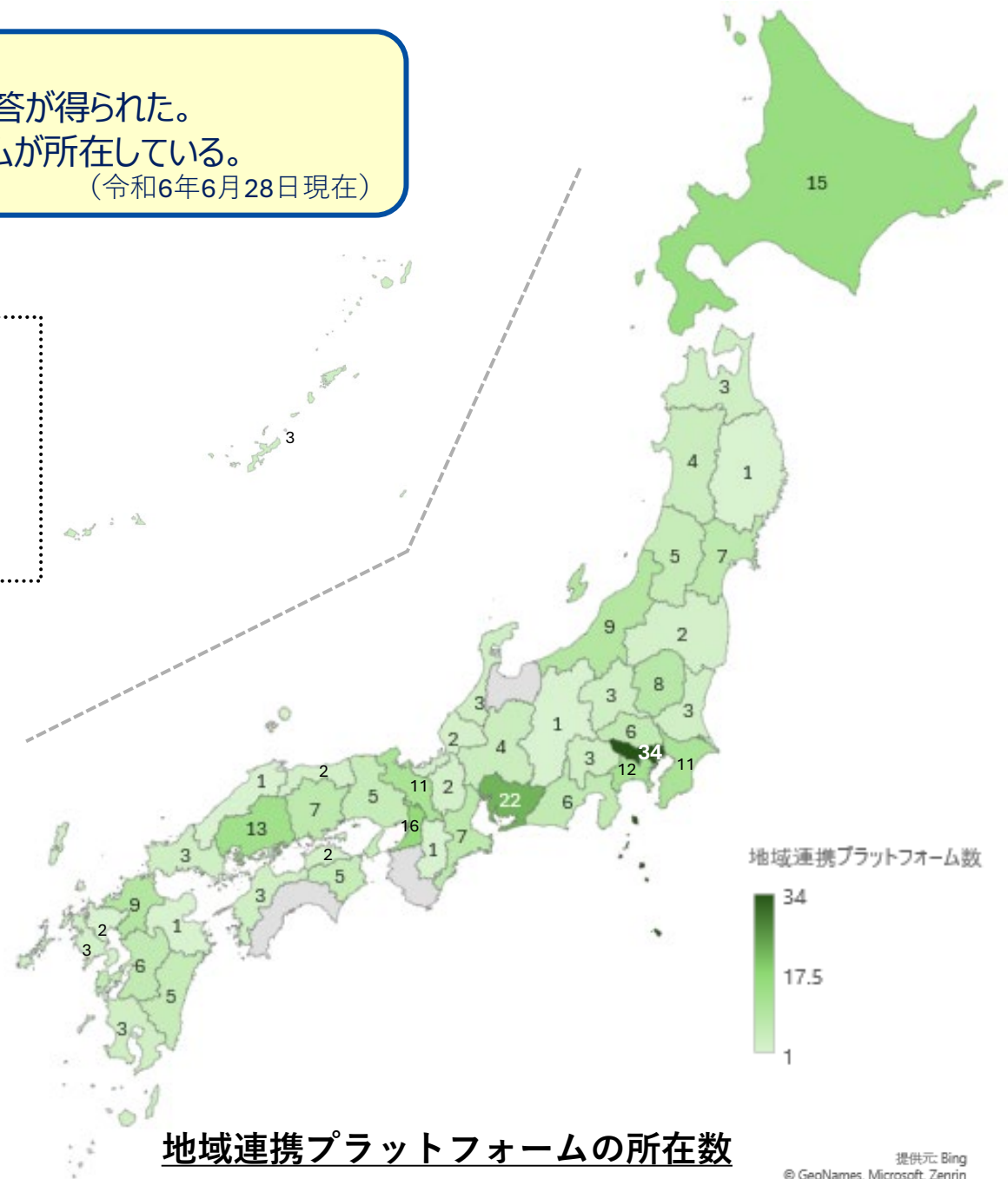
- ・プラットフォームの名称
- ・参画した時期
- ・プラットフォームの構成員

(地方公共団体名、高等教育機関名、経済団体名) 等

＜地域連携プラットフォームの定義 (文部科学省ガイドライン(R2.10)より)＞

- ① 大学等のみならず、地方公共団体、産業界等の様々な関係機関が一体となった恒常的な議論・協議の場を構築している。
- ② エビデンスに基づく現状・課題を把握した上で将来の目標を共有し、絵に描いた餅で終わることなく地域課題の解決に向けた連携協力の強化が図られている。
- ③ 地域の大学等の活性化やグランドデザインの策定、高等教育機会の確保や地域人材の確保、大学等を含めた地域社会の維持発展を図るための仕組みとなっている。

(参考)https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/platform/mext_00994.html



地域連携プラットフォームの所在数

※佐賀県と長崎県が共に参加している地域連携プラットフォーム1件について、日本地図上は佐賀県と長崎県でそれぞれ1件ずつカウントしている。

地域活性化人材育成事業 ～SPARC～

Supereminent Program for Activating Regional Collaboration

令和7年度予算額

(前年度予算額)

8億円

9億円)



文部科学省

地域の大学における課題

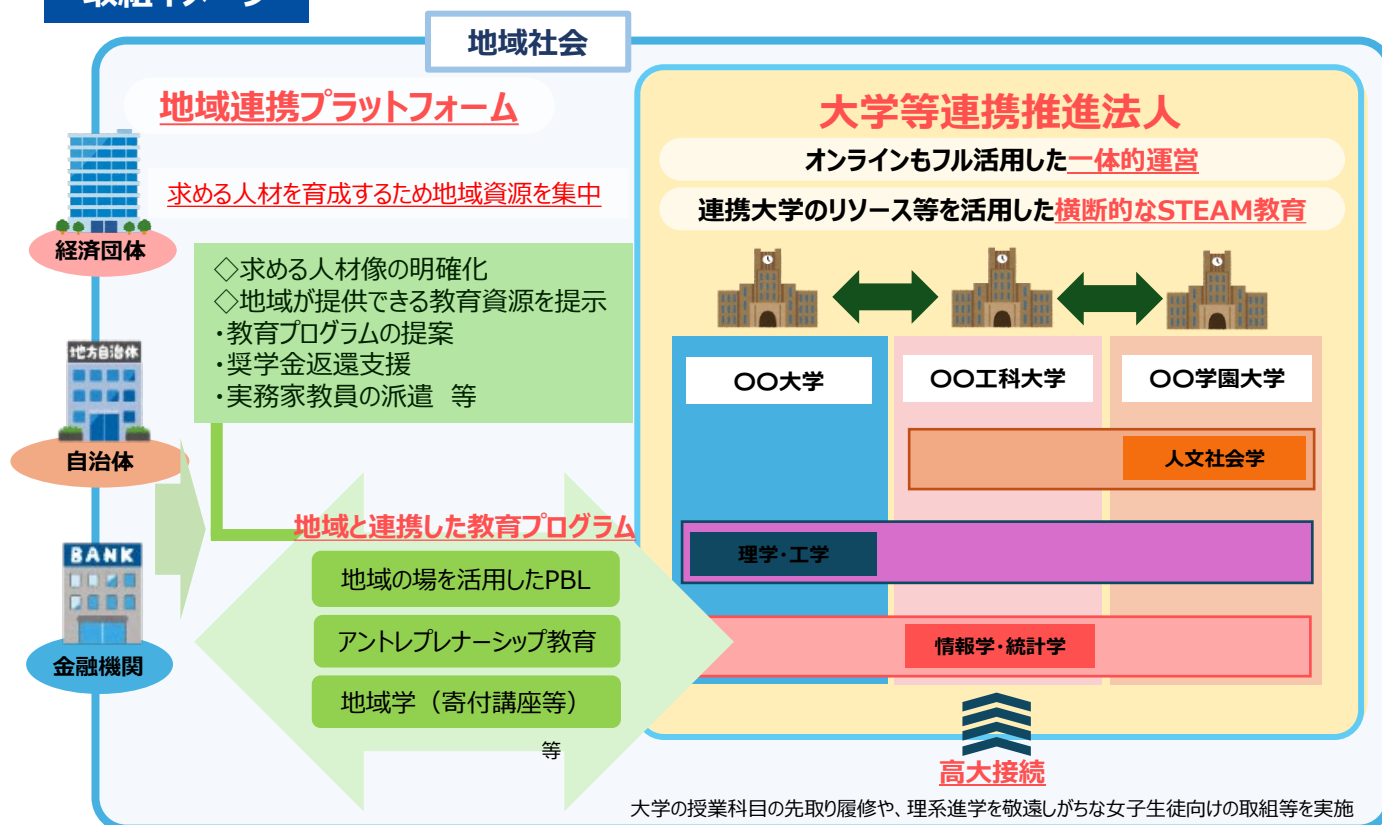
- Society5.0を支える人材として、自然科学の素養も求められる中において、自然科学を専攻する学生は3割に留まっている
- 大学が実施する教育プログラムが、地域社会が学生に期待・評価する能力の養成に十分に対応・機能していない
- 本格的な産学連携が進まず、外部リソースの獲得が不足

本事業で目指す姿

- 大学間連携により、文系学部でも自然科学の素養を身に付けられる教育体制を整備し、教育内容の充実を図る
(本事業を通じ、学部等の再編、拡充など科学技術分野の人材育成を促進)
- 地域社会との本格的連携による人材育成・イノベーションの創出
- 大学の学びを地域社会のフィールドへ展開

【事業内容】 **地域社会と大学間の連携を通じて既存の教育プログラムを再構築し、地域を牽引する人材を育成**

取組イメージ



【タイプ①】学部等の再編を目指す取組



【選定件数・単価】

3件（令和4年度選定分）×166,860千円
※中間評価時に学部等の再編計画を提出し、事業終了翌年度までに実施

【タイプ②】高度な連携を目指す取組



【選定件数・単価】

3件（令和4年度選定分）×85,959千円

【事業スキーム】

対象：異なる設置形態の大学による構想・計画
資金：民間からの資源も獲得
取組の内化：事業の継続性発展性を確保するため、事業の進捗に合わせ補助額を減減
事業期間：最大6年間（令和4年度～令和9年度）

地域活性化人材育成事業～SPARC～選定機関一覧

【タイプ① 3件】

大学名	事業名称	事業協働機関				
		大学	自治体	企業等	金融機関	その他
山梨大学	知（地）のソーシャルキャピタル～学びの山梨モデル～構築事業	山梨県立大学	山梨県	（公財）やまなし産業支援機構、（公社）やまなし観光推進機構、専修学校山梨予備校	山梨中央銀行	-
信州大学	「しあわせ信州」を創造する地域活性化高度人材育成プログラム	長野大学、佐久大学	長野県	一般社団法人長野県経営者協会	株式会社八十二銀行	長野工業高等専門学校
山口大学	ひとや地域（まち・文化・教育）のwell-beingに貢献する文系DX人材の育成	山口県立大学、山口学芸大学	山口県 山口市	山口経済同友会、山口県経営者協会、公益財団法人やまぐち産業振興財団	一般社団法人山口県銀行協会、山口県信用金庫協会、山口銀行	山口しごとセンター

【タイプ② 3件】

大学名	事業名称	事業協働機関				
		大学	自治体	企業等	金融機関	その他
岐阜大学	ぎふ地域創発人材育成プログラム～地域活性化を目指した知的基盤の確立～	中部学院大学、岐阜市立女子短期大学	岐阜県、岐阜市、中津川市、高山市	岐阜県経営者協会、岐阜県中小企業家同友会、長良川温泉若女将会、柳ヶ瀬を楽しいまちにする株式会社、Global Mobility Service 株式会社	十六銀行	-
熊本大学	くまもとの未来を拓くグローバルDX人材育成プロジェクト ―地域社会と国公私3大学の連携による「くまもと型文理融合DX教育」の構築を目指して―	熊本県立大学	熊本県、熊本市	熊本経済同友会、一般社団法人熊本県工業連合会、一般社団法人熊本県情報サービス産業協会	株式会社 肥後銀行	-
宮崎大学	新しい価値を想像し、持続可能な地域づくりを牽引する『多様な未来共創人材』の育成プログラム	南九州大学、宮崎国際大学、宮崎学園短期大学	宮崎県、宮崎市、都城市	宮崎県商工会議所連合会、宮崎県商工会連合会、宮崎県中小企業団体中央会、宮崎県工業会、宮崎県農業協同組合中央会、宮崎県産業振興機構	宮崎銀行、宮崎太陽銀行、宮崎県信用金庫協会	連合宮崎

現在認定されている大学等連携推進法人

（一社）大学アライアンスやまなし 令和3年3月認定

国立大学法人山梨大学（山梨大学）
公立大学法人山梨県立大学（山梨県立大学）

国立・公立という設置形態を超えた連携により、地域社会や地域経済の活性化及び持続的発展に貢献できる人材や未来の社会を切り拓くグローバルな人材を養成するとともに、地域のイノベーションの進展を図ることで、地域の発展に寄与

取組内容

- 連携開設科目の開設（令和3年度～）
教養教育分野、留学生対象科目
高度専門人材養成
- 学生・教職員の交流
合同講演会/研修の開催、事務職員の人事交流
- 効率的な大学運営
電気の共同契約、消耗品等の共同調達
- 教育資源の有効活用
施設の共同利用、就職支援の相互利用等
- 連携の枠組みを活かした地域貢献活動
新型コロナウイルスワクチンの大学拠点接種

等

（一社）四国地域大学ネットワーク機構 令和4年3月認定

国立大学法人徳島大学（徳島大学）
国立大学法人鳴門教育大学（鳴門教育大学）
国立大学法人香川大学（香川大学）
国立大学法人愛媛大学（愛媛大学）
国立大学法人高知大学（高知大学）

5大学の連携によって高等教育機関としての機能を一層強化することを通じて、多様化する学修者のニーズや社会からの人材育成等に係る要請に応えるとともに、急速に変容するGlobal/Local社会でも存続できる地域分散型社会を実現

取組内容

- 連携開設科目の開設（令和5年度～）
- 持続可能な地域を牽引できる人財を育成する「四国人財育成塾」事業
- 連携教職課程の開設（令和5年度～）
教員養成（美術、家庭、情報）
→シンポジウムの開催などによって、わが国のモデルとなる地域社会実現のための情報を発信
- 単独大学の教育リソースだけでは為しえない、一層厚みのある教員養成

等

（一社）学修評価・教育開発協議会 令和4年3月認定

学校法人濱名山手学院（関西国際大学） 学校法人札幌国際大学（札幌国際大学）
学校法人北陸学院（北陸学院大学）
学校法人共愛学園（共愛学園前橋国際大学） 学校法人創価大学（創価大学）
学校法人宮崎学園（宮崎国際大学）
学校法人富山国際学園（富山国際大学）

教育改革に係る研究ならびに学生教育の充実等に関する大学等連携推進業務等を行い、大学等の緊密な連携の推進による教育研究水準の向上、大学の機能強化に資するとともに、地域社会の発展に貢献

取組内容

- 国内留学事業（学生の相互派遣）
- 学生・社会人への教育プログラムの開発（予定）
- 単位互換プログラム事業の実施
- 連携開設科目の開設（令和5年度～）
社会の要請に応える新たな科目（教員養成、幼児教育、データサイエンス等）
地域の課題解決に係る科目
- 学修成果の評価方法の開発・普及

等

（一社）やまぐち共創大学コンソーシアム 令和5年3月認定

国立大学法人山口大学（山口大学）
公立大学法人山口県立大学（山口県立大学）
学校法人宇部学園（山口学芸大学）

強みや特色、教育資源等の異なる国公立3大学の連携により、教育研究機能の強化に資するとともに、地域との共創によって地域が求める人材育成や地域社会の振興と発展に寄与

取組内容

- 連携開設科目の開設（令和5年度～）
文系DX人材の育成
→文理横断教育、データサイエンス教育、知的財産教育、地域理解教育の充実
- 高大接続の推進
高校生の探究活動の実施
- DXによる地域課題解決に向けたPBLの実施・評価
- リカレント教育・リスキリング教育の推進

等

現在認定されている大学等連携推進法人

（一社）信州アライアンス

令和5年11月認定

国立大学法人信州大学（信州大学）
公立大学法人長野大学（長野大学）
学校法人佐久学園（佐久大学）

強みや特色を活かした効果的な連携を推進し、教育研究機能の強化のための連携や地域が求める人材育成に取り組むことを通じ、地域社会の振興と発展に貢献

取組内容

- 連携開設科目の開設（令和6年度～）
- 地域活性化人材を育成する「しあわせ」信州を創造する地域活性化高度人材育成プログラム
文理横断型STEAM教育、地域学、データサイエンス、グリーンテクノロジー、地域課題解決PBLによる総合知の創出・活用を図る
インターンシップ、FD/SD、就職説明会の共同実施
→「しあわせ信州」を創造する地域活性化高度人材を輩出

等

（一社）熊本地域大学ネットワーク機構

令和5年11月認定

国立大学法人熊本大学（熊本大学）
公立大学法人熊本県立大学（熊本県立大学）
学校法人東海大学（東海大学）

地域における高等教育の機能強化を更に発展させることを通じ、多様化する学修者のニーズや社会からの人材育成等に係る要請に応えるとともに、地域の発展に貢献

取組内容

- 連携開設科目の開設（令和6年度～）
- くまもとの未来を拓くグローバルDX人材育成プロジェクト事業
文理横断教育、データサイエンス教育
地域課題PBL（問題解決型学習）等の充実
→各大学の学位プログラムにおいて、不足する教育内容に関して強み・特色のある教育リソースを提供する役割を担うことで、教育内容の向上を図る

等

（一社）ヒロシマ平和研究教育機構

令和6年3月認定

国立大学法人広島大学（広島大学）
公立大学法人広島市立大学（広島市立大学）
広島市
公益財団法人広島平和文化センター

大学相互間や大学と地方公共団体又は平和に関する関係団体等との間における平和に関する研究教育等により、核兵器のない平和な世界への思いを、世界中の市民社会の世論に根付かせ、平和への大きな潮流をつくる

取組内容

- 参加大学研究機関の特色を生かした平和に関する共同研究を実施
- 広島短期滞在プログラムの創設、給付型奨学金制度の新設に向けた調査・協議
海外の若手研究者を対象とした滞在経費の支援等
- 被爆関連資料の一括横断システムの構築に向けたデータベース調査
被爆関係の研究・学習を促進する基盤の整備を目的

等

（一社）高等教育ネットワーク岐阜

令和6年3月認定

国立大学法人東海国立大学機構岐阜大学（岐阜大学）
学校法人岐阜済美学院中部学院大学（中部学院大学）
岐阜市立女子短期大学（女子短期大学）

大学・短期大学間相互の大学等連携推進業務等により、地域社会のニーズに応える事業を推進することで、地域社会の課題解決につながる活動や新規事業の創業・起業、共生社会の実現ができる人材育成の支援に取り組み、地域活性化に寄与

取組内容

- 連携開設科目の開設（令和6年度～）
- 共同研修事業としてFD又はSDを実施
教養教育を中心とし、各大学固有の専門性を生かした授業を提供
→各大学の教育の充実に取り組み、文理横断的な資質能力を身に付けた人材育成に貢献
→法人の事業に関連する教職員の能力及び事業の更なる高度化を図る

等

現在認定されている大学等連携推進法人

(一社) 奈良先端医工科学連携機構 令和7年3月認定

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（奈良先端科学技術大学院大学）

公立大学法人奈良県立医科大学（奈良県立医科大学）

大学等連携推進業務の実施により、教育研究水準の向上、大学の機能強化に資するとともに、医学、工学及び関連諸科学の緊密な連携並びに共創の輪の拡大によるイノベーションの創出を通じて地域の発展に寄与

取組内容

- 学部教育及び大学院教育の充実
 - 連携開設科目の設置
 - 学生交流等の充実
- 研究活動の活性化
 - 医学、工学及び関連諸科学の連携
 - 共創の輪の拡大によるイノベーションの創出
 - 両大学間における連携研究活動の一層の活性化
- ICTを活用した奈良県のへき地医療への新しい取り組みとその全国展開

等

(一社) 高等教育コンソーシアム宮崎 令和7年3月認定

宮崎大学

宮崎県立看護大学

宮崎公立大学

南九州大学

宮崎産業経営大学

宮崎国際大学

九州医療科学大学

南九州大学短期大学部

宮崎学園短期大学

都城工業高等専門学校

放送大学宮崎学習センター

宮崎県内の高等教育機関が相互に連携・協力し、県内高等教育全体の質的向上を推進することにより、地域の教育・学術研究の充実・発展を図るとともに、魅力ある高等教育づくりと活力ある地域づくりに貢献

取組内容

- 連携開設科目の開設（令和7年度～）
 - 文理横断教育、データサイエンス教育、地域学
 - および地域課題に関するPBL教育等の充実
 - 宮崎の未来を切り拓く「未来共創人材」を育成
- 学生の活動支援事業
 - 学生インターゼミナール、公募型卒業研究テーマ
- 初等中等教育・産業界との連携事業
- FD活動・SD活動

等

HPで大学の地域連携の取組を公表している事例（早稲田大学）

地域で知る 早稲田大学の 取組み

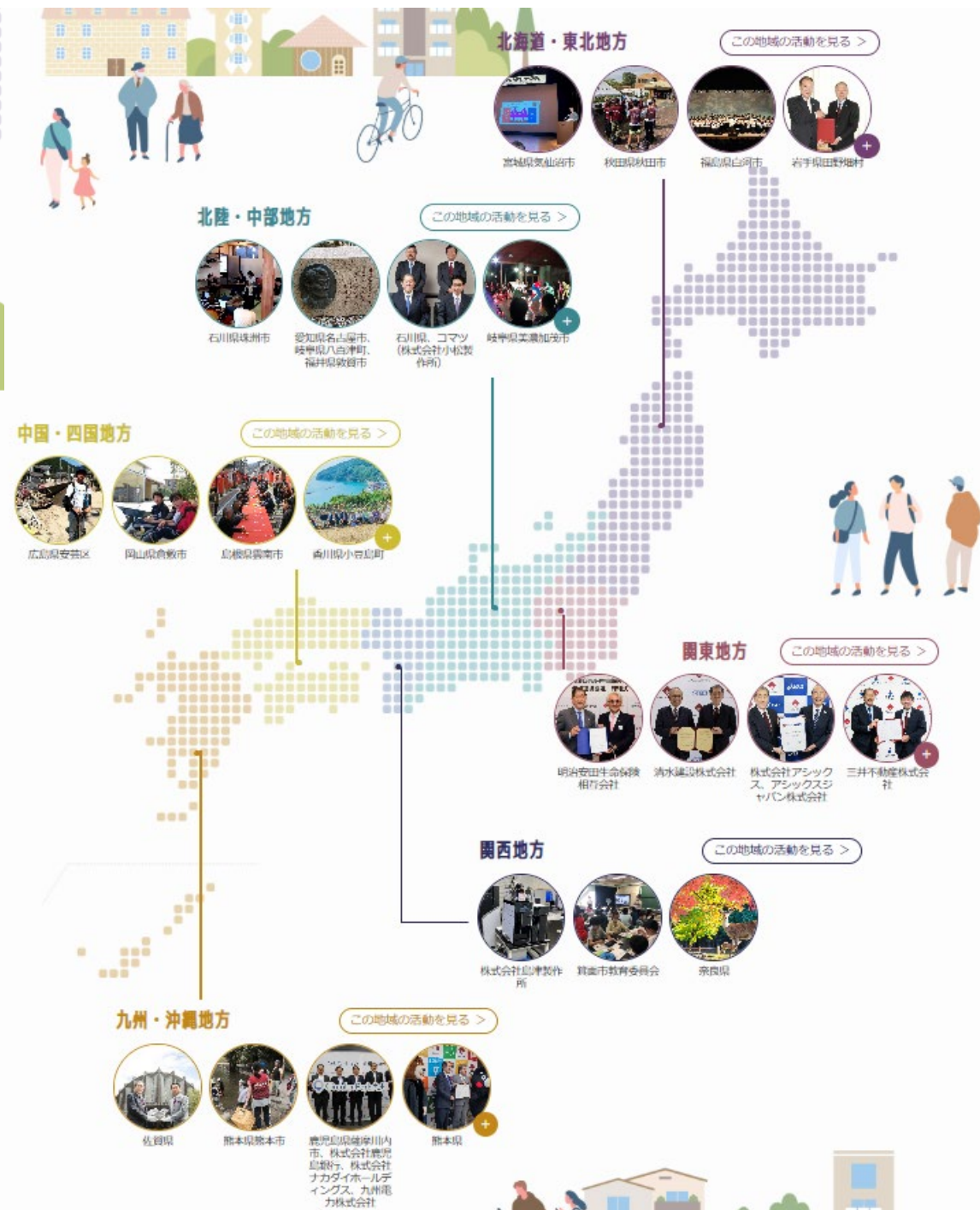
総長ご挨拶

早稲田大学は1882年（明治15年）の創立以来、多様性を重視してきました。早稲田大学の建学の理念、早稲田大学教育の一つである「模範国民の造就」は、創立者大隈重信の言葉で「一身一家一国の為のみならず、進んで世界に貢献する抱負が無くてはならぬ」と解説されています。この理念は今日でも有効で、広く世界で活躍できる人間力や洞察力を兼ね備えた地球規模の視点で思考・実行するグローバルリーダーの養成が求められています。本学が考えるグローバルリーダーには、世界を舞台として活躍する卒業生はもちろんのこと、日本国内各地で地域の活性化、まちづくり、文化の発展をグローバルな視点でリードする卒業生も含まれています。さらに、地方から本学に入学し、卒業後、地元を含めた地方で活躍する人材を育成することも目指し、関東圏からの入学者や外国人留学生が本学の地域連携の取り組みや地方でのインターンシップを経験したことにより、卒業後に1ターン就職や地方での起業等を行い地方活性化に貢献するケースもあります。そのような人材の育成も本学が担うべき重要な使命のひとつと考えています。

また、早稲田大学はこれまでの研究・教育の成果を技術革新、産業振興、地域振興、人材育成、国際協力、文化交流など幅広い形で社会に還元・発展させることを目的に、多くの地方自治体等との連携や国内各地の企業との共同研究・受託研究・寄附講座設置等を行っています。さらに、平山郁夫記念ボランティアセンターでは各地で行われる学生のボランティア活動を支援しており、早稲田大学の活動は全国に広がっています。

私たちの取り組みに引き続きご理解を賜り、一層のご支援、ご協力をお願いいたします。

早稲田大学 総長 田中 愛治



地方の大学や地方公共団体と連携している事例

岩手大学・立教大学・陸前高田市

- 陸前高田市の呼びかけに応じた岩手大学・立教大学の3者で「陸前高田グローバルキャンパス」を2015年に開設。
- 岩手大学は地元大学として持続可能な運営体制を構築、立教大学は震災前から正課外プログラム「林業体験」を同市で実施していたことを縁として陸前高田市を「重点支援地域」として指定、新たな教育プログラムや職員研修の実施に加え当該地域での学生サークル活動に対しても支援を実施。



- 自治体・地元大学・首都圏の大学の異なる立場の三者が協働し、**大学生が絶え間なく訪れる交流のまちを創出。**

開設4年で延べ17,221人の学生を受け入れている



陸前高田グローバルキャンパスで岩手大・立教大合同で実施された「哲学カフェ」

慶應義塾大学

「先端的な研究所」をあえて地方に

- 2001年に先端生命科学研究所（先端研）を山形県鶴岡市に設置。生命科学と情報科学を融合した、自由な研究風土の研究所。
- 地元の高校生も「特別研究生」として先端研で研究し、指導を受ける。



- **他の研究所や民間企業**も、先端研への研修生の派遣や、鶴岡市への研究拠点の設置を実施。
- 先端研からは新しい研究成果が続出。**研究から生まれた技術を生かしたベンチャー企業**も続々と誕生。
- 鶴岡市は**世界的に注目されるバイオサイエンスのメッカに。**

